

# 「染の小道」実行委員会 会則

平成22年11月25日策定

平成25年4月19日改訂

平成26年5月23日改訂

## (前文)

江戸・東京はかつて、京都、金沢と並ぶ着物染色の三大産地として数えられていた。その歴史の中で新宿区内には数多くの染色関連業が集まり、生産の中心を担った。妙正寺川の豊かな水に恵まれた落合・中井地区には今なおその技術を受け継ぎ、新しい染色の提案にも熱意をそそぐ職人たちが集まる。またこの地区は、その落ち着いた環境や人情味あふれる土地柄によって、多くの文化人や芸術家をも引きつけてきた。

「染の小道」は、落合・中井の街を愛する人々が集まる機会である。そこには地域に根差した商業関係者(商)、染色業を始めとする地場産業の関係者(工)、地域の居住者や在勤・在学者(住)、そして広く街を応援する人々が集い、そのつながりを広げていこう。

幅広い参加者の視点で、落合・中井地区の生活者たちが代々築き上げてきた「染色の街」としての文化的価値を再発見し、その体験を適切な形で内外に伝えていくことを通じて、落合・中井地区が今よりも一層「楽しく生き生きと暮らせる街」になっていくこと。それが私たちの願いである。

## 第一章 総則

### 第一条 (名称)

この会は、「染の小道」実行委員会(以下「本会」とする)と称す。

## 第二章 目的及び事業

### 第二条 (目的)

妙正寺川もしくは神田川流域に歴史的に形成されてきた染色文化を生かし、街づくり・地域おこしを進める。そのために様々な人達と手を結び、明るく住みよい地域をつくることを本会の目的とする。

### 第三条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために、必要な事業を企画し運営する。公平・公正の原則を

旨とし、商・工・住のいずれにも益をもたらす事業を手掛ける。具体的には、以下の3事業を核とする。

- ① 川のギャラリー:妙正寺川もしくは神田川に反物を設置し、「染色の街」をピーアールする。
- ② 道のギャラリー:商・工・住の協力を得て、街並みを暖簾で飾る。
- ③ 個別イベント:商・工・住の協力を得て、地域の文化に親しめる機会の創出をサポートする。

### 第三章 会員

#### 第四条（会員の資格）

本会には、落合・中井の街を愛する者であれば、誰でもが参加できる。

#### 第五条（入会）

前文の趣旨に賛同し会員として入会しようとする者は、所定の手続きを行う。すなわち、本会に出席した上で参加の意思を表明し、本会のメーリングリストに加入する。

#### 第六条（退会）

本会会員は、所定の手続きを経ることにより、任意に退会することができる。

#### 第七条（除名）

本会は、会員が以下の各号の一つに該当するに至った場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 当会則等に違反したとき。
- ② 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ 東京都暴力団排除条例(東京都条例第 54 号)第 24 条(事業者の規制対象者等に対する利益供与の禁止等)に抵触する行為をしたとき。

### 第四章 役員

#### 第八条（役員の種別及び定数）

本会に次の役員を置く。

- ① 代表 1人

- |        |     |
|--------|-----|
| ② 副代表  | 若干名 |
| ③ 会計   | 1人  |
| ④ 会計監査 | 1人  |

#### 第九条（役員を選任等）

1. 役員は総会において選任する。
2. 役員は、商・工・住・外部協力者の各立場において、偏りのないように選出する。
3. 代表は、役員相互の互選とする。

#### 第十条（役員の仕事）

1. 代表は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その仕事を代行する。
3. 会計は本会の収支を管理し、会計期間終了後の総会においてその報告をする。
4. 会計監査は、毎期本会の会計を監査する。

#### 第十一条（役員の仕事期間）

1. 役員の仕事期間は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
2. 仕事期間終了後3カ月以内に総会を開催し、役員の仕事期間を行なう。
3. 仕事期間終了後、新たな役員の仕事期間が行なわれるまでの期間、前役員が引き続きその仕事を継続する。
4. 代表は原則として1期ごとに交代する。

#### 第十二条（役員の仕事終了）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを仕事終了させることができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため、仕事の遂行に堪えないと認められるとき。
- ② 仕事上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第十三条（事務局）

1. 本会の実務機関として事務局を設置する。
2. 事務局の運営は役員が行う。
3. 事務局の運営責任者は、副代表が当たる。

## 第五章 総会

### 第十四条（総会の種別）

本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### 第十五条（総会の構成）

総会は、会員をもって構成する。

### 第十六条（総会の権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- ① 会則の変更
- ② 事務局の組織及び運営
- ③ その他運営に関する重要事項

### 第十七条（総会の開催）

1. 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
2. 臨時総会は、役員会が必要と認め、招集の請求をした場合に開催する。

### 第十八条（総会の招集）

1. 総会は代表が招集する。
2. 代表は、第十七条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

### 第十九条（総会の議決）

1. 総会における議決事項は、第十八条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、出席した会員の3分の2をもって決する。

### 第二十条（総会の表決権等）

1. 各会員の表決権は、平等なるものとする。
2. 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

## 第六章 資産及び会計

### 第二十一条（資産の構成）

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 協賛金
- ② 広告料
- ③ 寄付金品
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ 財産から生じる収入
- ⑥ その他の収入

### 第二十二条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第七章 慶弔

### 第二十三条（弔慰金）

本会の会員が死亡した場合は、本会名により弔慰金を贈る。金額は原則 5000 円とする。

## 第八章 雑則

### 第二十四条（細則）

この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

## 附則

1. この会則は、策定の日から施行する。